

福祉新聞 2008 年（平成 20 年）5 月 19 日（月）

< 海外介護士を在留資格に >

諮問会議 外国人労働者受け入れ拡大へ

政府の経済財政諮問会議は 9 日、医療や教育など専門分野で働く外国人を今後の経済成長に欠かせない「高度人材」として位置付け、その受け入れを拡大することで一致した。また民間議員からは、これまで在留資格として認められていなかった海外の介護士や看護師の有資格者についても、その対象に加えることが提案された。

我が国における外国人労働者の受け入れは、医療、教育、芸術、技能など「専門的・技術的」分野に限って認められており、2006 年現在、約 17 万 9000 人が働いている。

医療・福祉関係は、外国人医師の在留資格は認められているが、海外の看護師や介護士の有資格者は認められていない。しかし、2006 年にフィリピン、2007 年にインドネシアと経済連携協定（EPA）を締結し、一定条件の下で有資格者を受け入れることを決定。現在、そのための準備が進められている。

同日の会合では、専門的・技術的分野で働く外国人労働者を「高度人材」と位置付け、受け入れを促進するよう求める提案が、民間議員や舛添要一・厚生労働大臣などから行われた。

民間議員らは労働力不足の解消ではなく、経済成長のために高度人材を受け入れる必要性を指摘。「今、多くの国が高度人材を集めることにしのぎを削っている」とし、年内に関係府省による行動計画を策定し、15 年には受け入れ人数を 30 万人に増やすよう求めた。

また、そのための方策として、関係各国との社会保障協定の締結を加速させること、在留資格要件を緩和すること、外国人が住みやすい生活環境づくりを進めることが必要とした。

特に在留資格要件の緩和では、看護師や介護士など海外の国家資格を有する場合には、原則として高度人材の対象資格に加えることを提案。「EPA を締結しないとなぜ来てもらってはいけないのか。国家資格がある分野は高度人材と言えるのではないか」などと見直しを求めた。

一方、舛添厚労大臣は、外国人労働者の雇用を巡り、不安定な雇用や子弟の不就学、地域社会との摩擦といった問題が生じていることを報告。就業環境の改善に向けて企業の法令順守や雇用管理を適正化すること、自治体と企業などが連携して安定雇用や生活環境改善の取り組みを進めることを提案した。

こうした提案を受け同会議は、町村信孝・官房長官をトップにした産官学の推進会議を政府内に設置して、高度人材の受け入れ拡大のための行動計画について議論を始めることを決めた。

会合ではこのほかに、政府機能の見直しに向けた議論も行われ、民間議員らは、地方自治体への権限移譲や、民間への事務・事業移譲のための規制緩和を進めることを要請。「骨太の方針 08」に「めざすべき姿」、「現在の取り組み」、「残された課題」を整理して盛り込み、確実に実行するよう求めた。